

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	広野町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.hirono.fukushima.jp/

執行機関名 広野町長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	広野町桜田住宅条例(平成21年広野町条例第2号)に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広野町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第4の項広野町桜田住宅条例(平成21年広野町条例第2号)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第1条	広野町桜田住宅条例(平成24年3月21日条例第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、広野町内への定住の促進を図るため、広野町桜田住宅(以下「桜田住宅」という。)を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		広野町桜田住宅条例(平成21年広野町条例第2号) 広野町桜田住宅条例施行規則(平成21年3月31日規則第7号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	広野町桜田住宅条例第5条第2項
②事務の内容	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第十六条第一項又は第二十八條第二項の家賃の決定に関する事務	広野町桜田住宅条例による桜田住宅の家賃の決定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 イ	広野町桜田住宅条例第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ロ	広野町桜田住宅条例第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	広野町桜田住宅条例第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ニ	広野町桜田住宅条例第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	広野町桜田住宅条例第14条
②事務の内容	公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	広野町桜田住宅条例による家賃の減免の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 イ	広野町桜田住宅条例第14条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ロ	広野町桜田住宅条例第14条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	広野町桜田住宅条例第14条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ニ	広野町桜田住宅条例第14条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	広野町桜田住宅条例第14条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	広野町桜田住宅条例第14条
②事務の内容	公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	広野町桜田住宅条例による家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 イ	広野町桜田住宅条例第14条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ロ	広野町桜田住宅条例第14条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ハ	広野町桜田住宅条例第14条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ニ	広野町桜田住宅条例第14条

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	広野町桜田住宅条例第14条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	広野町桜田住宅条例第5条第2項
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	広野町桜田住宅条例による入居の申し込みに係る事実についての審査に係る事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 イ	広野町桜田住宅条例第5条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ロ	広野町桜田住宅条例第5条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	広野町桜田住宅条例第5条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ニ	広野町桜田住宅条例第5条第2項

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	広野町桜田住宅条例第5条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	広野町桜田住宅条例第9条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項又は第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	広野町桜田住宅条例による事業主体の承認(同居の承認)の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 イ	広野町桜田住宅条例第9条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ロ	広野町桜田住宅条例第9条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ハ	広野町桜田住宅条例第9条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ニ	広野町桜田住宅条例第9条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	広野町桜田住宅条例第9条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	広野町桜田住宅条例第10条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての <u>審査</u> に関する事務	広野町桜田住宅条例による事業主体の承認(死亡・退去時の承認)の申請に係る事実についての <u>審査</u> に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 イ	広野町桜田住宅条例第10条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ロ	広野町桜田住宅条例第10条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ハ	広野町桜田住宅条例第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ニ	広野町桜田住宅条例第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	広野町桜田住宅条例第10条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報

事務7

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号	広野町桜田住宅条例第26条
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの <u>請求に関する事務</u>	広野町桜田住宅条例による不正滞納に対する明渡しの <u>請求に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 イ	広野町桜田住宅条例第26条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 ロ	広野町桜田住宅条例第26条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 ハ	広野町桜田住宅条例第26条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
---------------	--------------------	--------------------------------------

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 二	広野町桜田住宅条例第26条
-------	---------------------------	---------------

②情報提供者	市町村長	市町村長
--------	------	------

③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
---------------	------------------	------------------------------------

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号	広野町桜田住宅条例第26条
-------	-------------------------	---------------

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
--------	---------	---------

③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
---------------	------------	------------------------------

備考		
----	--	--